年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1	今回のあ	A++6	.生の	押更
Ι.		ע נוני	/ TE () /	110X 25

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月5日から36年2月21日まで 厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

ねんきん特別便により初めて脱退手当金の受給を知ったが、脱退手当金の請求手続を行った記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間以前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間の事業所と同一であり、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票中、申立人の整理番号の前の番号で管理されている脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 51 人のうち、脱退手当金を受給している者は8人であり、このうち2人は資格喪失日から支給日までの期間が1年以上空いているところ、脱退手当金を受給したという者から、「私は厚生年金保険も担当しており、脱退手当金のことは知っていたので、自分で請求書類を作成し手続をして受け取った。在職中に他の人の脱退手当金の手続をした記憶は無い。」との回答を得ていることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

さらに、申立人に支給されたとする脱退手当金の支給額は、法定支給額と

462 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月15日から20年8月15日まで 厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間 に加入記録が無いとの回答を得た。

昭和17年7月中頃から20年8月15日までA社B事業所に勤務していたので、保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時に係る記憶に具体性があることから、期間は特定できないものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間におけるA社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が名字を挙げた同僚の記録を確認することができない。

また、A社の後継会社であるC社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明。」との回答を得ており、D健康保険組合からも、「申立人に関する記録は見当たらない。」との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月15日から40年3月2日まで

② 昭和40年12月2日から41年3月2日まで

私は昭和39年からの3年間、毎年冬期間にA市のB社の工場で季節労働者として勤務していた。

当時は会社の寮に入り残業もしており、給与明細で厚生年金保険料が引かれていたのを見た記憶がある。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について 厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、 申立人は、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚は、「私は、昭和40年の4、5月ぐらいまで勤務していた。」 と供述しているところ、同人の厚生年金保険の加入記録も申立人と同じく、資 格取得日が39年11月17日、資格喪失日が同年12月15日となっている。

また、B社において昭和39年11月から同年12月にかけて申立人を含む15人が厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、このうち9人は12月中に、2人は翌年1月に資格喪失している上、12月に資格喪失した者のうち5人は申立人と同じ同年12月15日に資格喪失していることが確認できることから、同社の諸事情により当該時期に採用した大半の者を、同年12月から40年1月に資格喪失させたことがうかがえる。

申立期間②について、B社において昭和40年11月15日から41年3月31日まで厚生年金保険の加入記録が有る同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、季節労働者として勤務していたとする当該同僚は、「B社の常務を介して採用されたが、自分から厚生年金保険の加入の有無について確認した上

で、働くことを決めた。」と供述しており、申立人と同じ雇用状況であったと 推認するまでには至らない。

また、B社において昭和40年11月から同年12月の間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は5人いるが、上記同僚を除く4人は、41年以降も被保険者記録が継続していることから、申立人と同じ季節労働者であったとは考え難い。

さらに、B社を引き継いでいるC社の事業主は、「申立期間当時の給与支払 や保険料控除を確認できる資料及び季節労働者の人事台帳等は、会社合併時に 書類として引き継がれていないため不明である。」と回答しており、申立人の 申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することが できない上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保 険の整理番号に欠番は無く、同原票に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで 厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間 について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

昭和40年10月から45年3月までの冬期間、A社B支店C事業所で季節 雇用の作業員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被 保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、 申立人は、A社B支店C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚は、「日雇健康保険には加入していたと思うが、年金は国民年金であった。」、「臨時だったので健康保険や厚生年金保険を掛けていたという意識はなかった。」と供述していることから、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入させない取扱いであった臨時職員として勤務していたことが推認できる。

また、A社B支店に照会したところ、「申立てどおりの届出を行ったかどうか、また、申立人が勤務していたかどうかも不明。雇用を確認できる資料も不明。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が一緒に働いていたとする同僚の厚生年金保険加入記録は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から54年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録を調べたところ、毎年の標準報酬月額の変更月が ばらばらで不自然な上、源泉徴収票の給与支払額と標準報酬月額があまりに も差が大きいことが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、昭和 48 年及び 49 年の 2 年分の源泉徴収票を保管しており、記載されている給与の支払総額に比べ標準報酬月額が低いと主張しているところ、同源泉徴収票の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算される社会保険料額とほぼ一致する上、申立期間当時に加入していた厚生年金基金が保管する申立人に係る「中途脱退者移換台帖写」に記載されている標準報酬月額もオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社からは、「当時の資料は残っていないため、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。」との回答を得ている。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡及訂正された形跡も認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。